

岸和田市告示第 154 号

次のとおり、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び岸和田市財務規則（平成 9 年規則第 11 号。以下「財務規則」という。）第 104 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 8 日

岸和田市長 佐 野 英 利

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和 7 年度岸和田市市民意識調査に係る入力・分析・報告書作成等業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

(3) 業務概要

市の施策又は地域に対する感じ方等に関する市民の意識を調査することを目的として市が送付及び回収したアンケートの回答票に係る回答を集計し、集計した回答の内容を分析するとともに、当該分析した結果等を取りまとめて報告書を作成する業務

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 令和 7 年度岸和田市指名競争入札参加資格を有する者であること。

(2) 令和 5 年 4 月 1 日（土）以降に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

(3) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者（その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定したものに限る。）であること。

(6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に規定する入札等除外者等に該当しない者であること。

(7) 直近 2 年間の市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 入札参加申込等

(1) 入札説明書等に関する事項

入札要項、入札説明書、仕様書、業務委託入札心得、様式集及び契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）は、令和 7 年 4 月 16 日（水）から同月 23 日（水）まで市のホームページに掲載し、公表する。

(2) 入札参加申込

応募者は、入札参加申込書、競争入札参加資格要件証明書及び業務実績調書を市に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 申込期間 令和 7 年 4 月 16 日（水）から同月 23 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午からの 45 分間を除く。）

イ 申込場所 岸和田市総合政策部企画課

ウ 申込方法等 入札説明書等に明示する。

4 入札の場所及び日時

(1) 場所 岸和田市役所プレハブ第 2（西側）会議室

(2) 日時 令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 3 時

5 提出書類

入札日当日は、入札要項及び委任状（代理人を選任し、入札させる場合に限る。）を提出すること。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 記名押印を欠く入札

(4) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札

(5) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

(6) 鉛筆書きによる入札

(7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(8) 1 回の投函について、2 回以上の投函をした者の入札

(9) 同一の入札について、自己のほか、他の代理人を兼ねて入札した者の入札

(10) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

7 最低制限価格

施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設ける。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、財務規則第 108 条第 2 号の規定により免除する。

(2) 契約保証金は、財務規則第 123 条第 2 号の規定により免除する。

9 契約の締結

落札者と市は、契約書の内容について協議を行い、令和 7 年 5 月 12 日（月）までに合意を得て契約を締結する。

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書等に明示する。

(2) 問合せ先

岸和田市総合政策部企画課

電話 072-423-9492（直通）

FAX 072-423-6749

E-mail kikaku@city.kishiwada.osaka.jp